

## ごみの減量・資源化チェックリスト

以下は「飲食店」におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示しています。あなたの飲食店独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

### リデュース

- 食品ロスを出さない工夫をしている
- 「残しま宣言応援店」に登録をしている
- 食品くずなどを廃棄するまえに、水切りを徹底している

### リユース

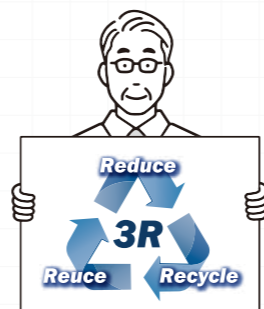
- はし、コップ、おしぼり等は使い捨てでなく、再生利用できる素材のものを使用している
- 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

### リサイクル

- 古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙など)を分別・資源化している
- 生ごみの資源化をしている(生ごみ処理機の導入 など)
- パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

### その他

- 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- 3Rによるごみ減量の意義、取り組みを従業員に周知している
- プラスチック類は分別の上、産業廃棄物として適切に排出し、リサイクル(焼却除く)につながる処理を行っている



## 事業系ごみの出し方

ごみを出すときは、きちんと分別して、ルールに沿った処理を心がけましょう。

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。

事業活動から出る「プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器類等」は、産業廃棄物です。

### ● 可燃ごみ等の一般廃棄物の処理方法

#### ① 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する

業者一覧は右記QRコードにアクセスするか「北九州市一般廃棄物収集運搬許可業者」で検索

#### ② 自らごみ処理施設に搬入する

ごみ処理施設一覧は右記QRコードにアクセスするか「北九州市ごみ処理施設」で検索



北九州市  
一般廃棄物収集  
運搬許可業者



北九州市  
ごみ処理施設

### ● 廃プラスチック等の産業廃棄物

#### 産業廃棄物処理業者に処理を依頼する

業者一覧は右記QRコードにアクセスするか「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」で検索



北九州市産業廃棄物  
許可業者検索システム

事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、  
公式ウェブサイトでご確認ください。 [北九州市 事業系ごみ](#)

北九州市 環境局 循環社会推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 ☎093-582-2187  
E-mail: kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp

# 事業者ごみ減量・資源化ガイド

(事業活動に伴うごみの出し方)



## [飲食店]の皆さまへ

### 事業者の責務

- 事業所で発生したごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが法律で定められています。(廃棄物処理法 第3条)
- 発生するごみの実情を把握し、ごみの減量化・資源化に取り組まなければなりません。(廃棄物処理法 第3条、市廃棄物条例 第4条)

### ごみの減量・リサイクルの効果

#### ① 経営のメリット

- コストの削減  
ごみ処理費用の削減に繋がります。



#### ● 作業効率の向上

分別ルールの整理や在庫管理の見直しは、業務の標準化・見える化につながります。



#### ② 職場環境の改善と企業価値の向上

##### ● 職場スペースの有効活用

廃棄物の減量、整理により、職場や業務導線などを有効に活用することができます。



##### ● スタッフの意識改革

ごみを出さない工夫が、働く人の意識を変えていく。業務の見直しやムダの削減は、環境と社員の成長につながります。

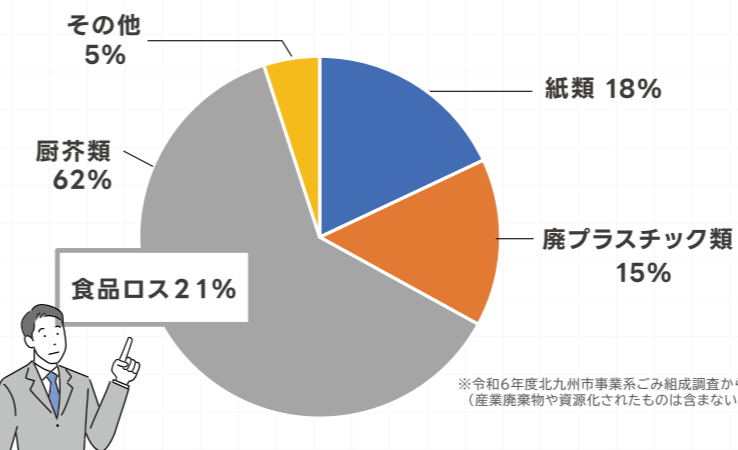


##### ● 社会的責任(CSR)の実現

ごみを減らす、その一歩が企業の未来を変える。環境への真面目な取組は、企業価値向上につながります。



### 飲食店のごみの排出状況



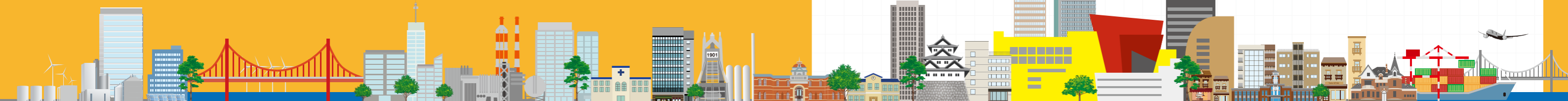
#### 特徴

- 全体の約6割を占める厨芥類(生ごみ)の半分以上が食品ロスです。
- 紙類も約2割含まれています。

#### 対応策

- 在庫管理や発注調整のほか、メニューの工夫などをご検討ください。
- お客様への食べ切りのご案内も有効です。
- 紙類は汚れるとリサイクルできません! はじめからきちんと分別することがポイントです。

※令和6年度北九州市事業系ごみ組成調査から推計  
(産業廃棄物や資源化されたものは含まない)

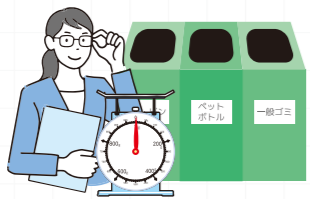


## 食品ロスについて＜取り組み例＞

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。  
国内では生産から消費までの各段階で日常的に多く発生しており、その削減が重要な課題です

### 発生抑制(リデュース)が最優先

食品ロス削減のために、まずは、発生抑制(リデュース)を最優先しましょう！  
具体的には、以下のような取り組みにご協力をお願いいたします！



①ごみを分別・計量し、発生する量や原因・課題を把握する



②需要を予測して計画的な仕入を行い、売れ残りを防ぐ



③調理時に食材を無駄なく使い切り、提供時も小盛りを持ち帰りで食べ残しを減らす

## 紙資源のリサイクル＜取り組み例＞

古紙は種類ごとに分別し、リサイクルへ。市の焼却工場には搬入できません。  
分別後は、古紙回収業者へ持ち込むか、許可業者に収集を依頼してください。  
なお、令和8年4月から町内会等にも持ち込みが可能になりました(右記QRコード参照)。



事業系古紙について

### リサイクル可能な紙類



新聞・雑誌・段ボール  
コピー用紙(OA用紙)等



機密文書  
※細かく裁断する場合



雑がみ  
※可燃ごみ混入率上位

### リサイクルできない紙類(禁忌品)

下記のような紙類はリサイクルできません。可燃ごみとして排出してください。



防水加工紙 圧着はがき



カーボン紙など

詳しくは、公益財団法人古紙再生促進センターのホームページをご確認ください。



紐でしばって排出



飛び出さないようしっかり結んで、なるべく半透明の袋に入れて排出



## プラスチック類の分別徹底・リデュース等について＜取り組み例＞

プラスチックの3R+リニューアブルを進めるため、令和4年に新法が施行。事業者には、設計や使用の見直し、回収・再資源化が求められています。



ドリンクバーでのストロー常備廃止



ストローが不要なカップの使用



北九州市プラごみ  
ダイエット協力店への加盟

お問合せ先 ▼  
北九州市 環境局  
循環社会推進課  
☎093-582-2187



## 飲食店のごみ処理、特にご注意ください

飲食店(事業所)から出るごみは「市の指定袋(家庭ごみ袋)」で出すことはできません。  
ただし、以下の条件をすべて満たす住居併設事業所に限り、例外的に家庭ごみ袋の使用が可能です。

いずれか一つでも満たさない場合は、事業系ごみとして処理する必要があります

- ① 住居と事務所建物が構造上一体であるもの
- ② 家庭ごみとの区別が困難である
- ③ ごみ量が家庭並みに少ない(目安:1日に2袋程度)



事業系ごみを家庭ごみの集積場所に排出することは、不法投棄に該当し、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)により次の罰則が科される場合があります。

・5年以下の懲役、または1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

ご自身だけで判断せず、必ず下記に一度ご相談ください。

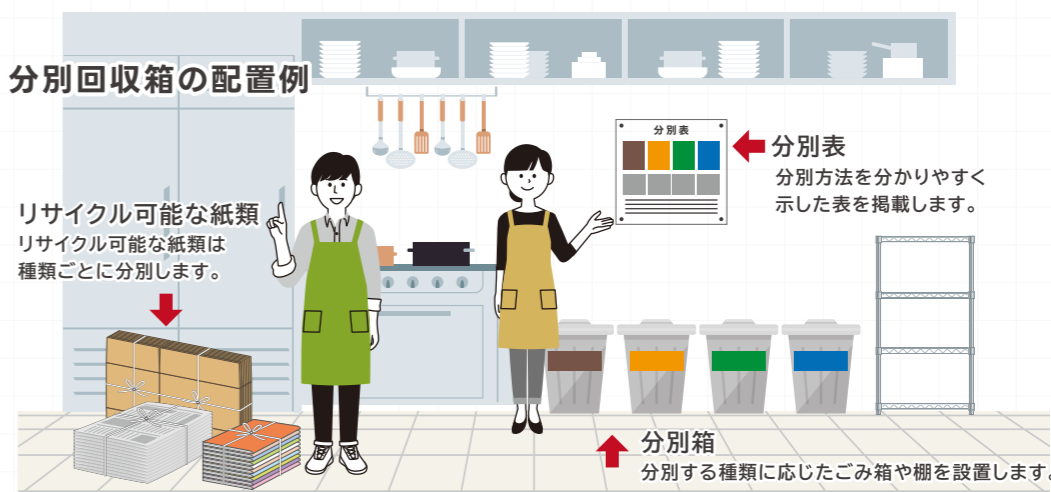
事業系ごみに関するお問い合わせ先▶北九州市環境局循環社会推進課 ☎093-582-2187

### ●職場環境について

飲食店の現場は、日々の業務がスピード勝負。

そのため、ごみが発生した「その瞬間」に、誰でも・迷わず・同じ分別ができる環境づくりが重要です。  
まずは、「分別容器の配置」「表示やイラストによる分別ルールに見える化」など、従業員が分別しやすい職場環境を整えることから始めましょう。

### 分別回収箱の配置例



### ●「残しま宣言応援店」について

北九州市では、食品廃棄物削減の取組として、市民や飲食店等が参加できる「残しま宣言」運動を実施しています。

本取組の一環として、外出時の食べ残しをなくす取組を行う飲食店等を「残しま宣言応援店」として登録し、市のホームページで紹介しています。以下の6項目のうち、1項目以上の取組を実施していれば登録が可能です。詳しくは、右記QRコードからご確認ください。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| a. 特典付与   | d. お声かけ運動 |
| b. 提供量の調整 | e. 啓発活動   |
| c. 持ち帰り対応 | f. 独自の取組み |

北九州市HP▶



残しま宣言運動 北九州市 🔍

